

# 「令和5年度合理的な配慮のための環境整備事例集作成業務」 企画提案に係る仕様書

## 1 委託業務の名称

令和5年度合理的な配慮のための環境整備事例集作成業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

## 3 業務の趣旨及び目的

令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」という。）」において、本県では、障害を理由とする差別の禁止として、県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害のある人と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことを規定している。

共生社会づくり条例の施行に伴い、障害を理由とする差別解消への理解促進リーフレットの作成・関係団体等を通じた県内事業者への配布や県内の事業者が行う合理的な配慮のための環境整備に要する経費への補助（合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金）を通じて、合理的な配慮に関する理解促進及び障害のある人への合理的な配慮の提供の促進支援に努めてきた。

しかしながら、令和4年12月に県が実施した県民意識調査では、「合理的配慮がどのようなものか知っていた」と回答した割合が16.8%と低水準となっており、合理的な配慮に関する制度の浸透は不十分な状況にある。

このように、共生社会づくり条例の施策展開として掲げる「普及啓発」が不十分である状況及び令和3年6月に公布された、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」（以下「法改正」という。）の施行日が令和6年4月1日であることを踏まえ、本業務では、合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金を活用した県内事業者の優れた取組等の横展開を図るとともに、法改正の内容（令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が「義務化」）について県内事業者に広く情報発信し、より一層の普及啓発を図ることを目的とする。

#### 4 業務内容

次の（１）から（２）までに掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

（１）合理的な配慮のための環境整備事例集作成

仕様は次のとおりとする。

イ 作成部数

５，０００部とする。

ロ 規格

A４判フルカラーで１６ページ程度（表裏表紙を含む。）とする。

ハ 実施手順

（イ）取材

a 受注者は、事例集の編集に当たり合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金を活用し優れた取組を実施している事業者等への取材を実施すること。

b 取材する事業者の数は８件以上とする。

（ロ）記事作成

a 受注者は、業務目的に沿って全ての記事を作成するものとする。

b 専門的な用語等はできるだけ使用せず、広く一般の方が読んでわかりやすい記事にすること。やむを得ず専門的な用語を使用する場合は、注釈を付けるなど、理解しやすいよう注意すること。

c 写真は、その内容が十分理解でき、かつ、画質が鮮明なものを掲載すること。

d 受注者は、掲載する写真について発注者と協議すること。

（ハ）校正

a 受注者は、作成した記事を発注者に提出し、その承認を得ること。変更指示等があった場合、受注者は速やかに修正の上、改めて承認を得ること。

b 発注者の承認を得た後、作成記事を取材先に提出し、承認を得ること。変更指示等があった場合、受注者は速やかに修正の上、取材先から改めて承認を得るとともに、発注者へ提出すること。

c 校正は、原則として三校まで行うこと。

【参考】合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金

宮城県HP：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/r5kankyuu.html>

補助実績

年度	補助件数・内容
R 3	10件（宿泊業6件、他販売業・理容業等4件） →スロープや手すりの設置、和室から洋室への改修、車いす対応トイレへの改修等
R 4	10件（宿泊業4件、観光施設1件、飲食1件、医療関係1件、他NPO法人等3件） →スロープや手すりの設置、自動ドアやスライドドアへの改修、商業施設管理者への研修等

※受注者決定後、受注者に補助事業者の情報提供を行う。

- (2) 合理的な配慮のための環境整備事例集の周知・広報  
合理的な配慮のための優れた取組及び法改正の内容について、より効果的と思われる手法を用いて、県内事業者等に広く周知すること。

## 5 成果品

- (1) リーフレット5, 000部
- (2) リーフレット全ページのPDFデータ  
(10MB以下) 納品時に記録媒体を用いる場合はCD-ROMとすること。
- (3) 事業報告書

## 6 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属  
本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 秘密の保持  
受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。
- (3) 個人情報の保護  
受注者は、個人情報の取扱について、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

## 7 その他

- (1) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。
- (2) 受注者は、業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けること。
- (3) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。